

## 新型コロナウイルス感染症に係る

### 診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 35）の概要

新型コロナウイルス感染症患者の状況等を踏まえた医療法や診療報酬上の特例措置等については、厚労省より随時事務連絡が出されています。下記に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 35）」の概要をまとめました。

記載内容は、今後変更がある場合がありますので、ご注意ください。

厚生労働省ホームページの内容との間に齟齬がある場合は、厚生労働省ホームページで掲載されている内容を優先してご判断ください。

こちらに記載したものは、新型コロナウイルス感染症患者の状況等を踏まえた臨時的な取扱いで、状況等に変化があった場合には、必要な見直しが行われる特例措置ですので、ご注意ください。

I. 全ての患者に対する特例的措置……………	2
II. 新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）患者に対する診療の特例……	6

## I. 全ての患者に対する特例的措置

### ① 6歳未満児の外来診療等に対する「乳幼児感染予防策加算」(100点)の算定 (2020年12月15日以降に限る)

**2020年12月15日以降**、6歳未満の乳幼児に対して下記に掲げる感染要望策を講じた上で下記の点数を算定する場合、**「乳幼児感染予防策加算」として100点を加算できることとされました。**

実施すべき感染予防策	<p>「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症 2019 (COVID-19) 診療指針・第1版 (小児 COVID-19 合同学会ワーキンググループ)」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行う。</p> <p>(院内感染防止等に留意した対応の例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ COVID-19 に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施する。</li><li>・ 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握する。</li><li>・ 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に 70～95%アルコールか 0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行う。</li></ul>
加算が算定できる点数	<p>A 000 初診料 A 001 再診料 A 002 外来診療料 B 001-2 小児科外来診療料 B 001-2-11 小児かかりつけ診療料</p>

算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ることが必要とされました。

**「乳幼児感染予防策加算」の算定は、令和 3 年 9 月診療分まで継続されます。**

なお、10 月以降について中医協では、現在の半分の点数（50 点）で算定する方向で議論がされています。

診療行為名称	点数
乳幼児感染予防策加算（初診料・診療報酬上臨時的取扱）	100 点
乳幼児感染予防策加算（再診料・外来診療料・診療報酬上臨時的取扱）	100 点
乳幼児感染予防策加算（小児科外来診療料等・診療報酬上臨時的取扱）	100 点

## ② 外来診療等及び在宅医療における感染症対策実施加算

次に掲げる点数を算定する場合で、下記に掲げる感染予防策を講じた上で診療を行う場合は、**2021 年 4 月から 9 月までの間、「医科外来等感染症対策実施加算」5 点が算定できます。**

乳幼児感染予防策加算（100 点）、二類感染症患者入院診療加算（診療報酬上臨時的取扱：750 点）と併算定できます。

なお、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合は算定できません。

実施すべき感染予防策	<p>「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行う。</p> <p>（感染防止等に留意した対応の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行う。</li> <li>・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行う。</li> </ul>
------------	---

加算が算定できる点数	ア 初診料
	イ 再診料（注 9 に規定する電話等による再診を除く。）
	ウ 外来診療料
	エ 小児科外来診療料
	オ 外来リハビリテーション診療料
	カ 外来放射線照射診療料
	キ 地域包括診療料
	ク 認知症地域包括診療料
	ケ 小児かかりつけ診療料
	コ 救急救命管理料
	サ 退院後訪問指導料
	シ 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）（Ⅱ）
	ス 在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料
	セ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料
	ソ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
	タ 在宅患者訪問薬剤管理指導料
	チ 在宅患者訪問栄養食事指導料
ツ 在宅患者緊急時等カンファレンス料	
テ 精神科訪問看護・指導料	
※コ、サ、スからチまで及びテについては、アからウまでに該当する点数と併算定しない場合に限る。	

診療行為名称	点数
医科外来等感染症対策実施加算（初診料）	5点
医科外来等感染症対策実施加算（再診料・外来診療料）	5点
医科外来等感染症対策実施加算（医学管理等）	5点
医科外来等感染症対策実施加算（在宅医療）	5点
医科外来等感染症対策実施加算（精神科訪問看護・指導料）	5点

### ③入院における感染症対策実施加算

次に掲げる点数を算定する場合であって、下記に掲げる感染予防策を講じた上で診療を行う場合は、**2021年4月から9月までの間、「入院感染症対策実施加算」1日につき10点が算定できます。**

ただし、外泊期間中は算定できません。

実施すべき感染予防策	<p>「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行う。</p> <p>（感染防止等に留意した対応の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行う。</li> <li>・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行う。</li> </ul>
加算が算定できる点数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院基本料</li> <li>・特定入院料</li> <li>・短期滞在手術等基本料</li> <li>・D P C 対象病棟</li> </ul>

診療行為名称	点数
入院感染症対策実施加算（入院基本料）	10点
入院感染症対策実施加算（特定入院料・その他）	10点

## Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）患者に対する診療の特例

### ①入院の取り扱い

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた場合の取り扱い

算定する入院料にかかわらず、当面の間、下記が算定できます。なお、2021年4月1日から9月30日まで算定が可能とされた「入院感染症対策実施加算」（1日につき10点）との併算定が可能です。

### ○A200-00 二類感染症患者入院診療加算（診療報酬上臨時的取扱）750点

※1 請求にあたっては、新型コロナウイルス感染症から回復した患者である旨をレセプトの摘要欄に記載する。

※2 2020年12月15日～当面の間、算定可能。